

○軽井沢町名義使用の承認に関する規程

平成24年12月26日規程第2号

改正

平成28年11月18日規程第1号

軽井沢町名義使用の承認に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、軽井沢町（以下「町」という。）が、個人及び法人その他の団体が実施する事業（以下「事業」という。）に対し、後援、共催、その他これに準ずるものに対する町の名義使用を承認する場合の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 後援 事業に対して、町がその趣旨に賛同し、応援の意思を表し町の名義使用を承認することにより支援をすることをいう。
- (2) 共催 町が事業の企画又は運営に参加し、共同主催者として名義使用を承認することをいう。
- (3) その他これに準ずるもの 前号に準ずるものをいう。

(名義)

第3条 使用する名義は、「軽井沢町」とする。

(名義使用の承認基準)

第4条 町が名義使用の承認（以下「承認」という。）をする事業は、次に掲げる基準を満たすものとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 社会福祉、学術、教育、文化、芸術、スポーツその他地域の発展及び住民の福祉の向上に寄与する事業
- (2) 特定の宗教活動、政治活動又はこれらに類する活動を目的としない事業
- (3) 営利を主たる目的としない事業
- (4) 町の行政運営に関わる方針に反しない事業
- (5) 町の名誉を傷つけ、又は信用を失墜するおそれのない事業
- (6) 町民の参加者を制限し、又は排除しない事業
- (7) 軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例施行規則（平成22年

軽井沢町規則第16号) 第3条第6号に規定する行為を実施しようとするときは、事前協議が完了している事業

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員が関与しない事業

(9) 事業を主催する者の存在が明確であり、かつ、事業遂行能力が十分であることが認められる事業

(10) 入場料、参加費等参加者の負担を求める場合にその額が社会通念上相当な額と認められる事業

(11) 会員の勧誘を主たる目的としない事業

(12) 町民に広く周知する事業

(承認の申請等)

第5条 承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、軽井沢町名義使用承認申請書(様式第1号)を、事業を実施する日の初日前1年から事業を実施する日の初日前30日までの期間に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 事業計画書又は趣意書等の内容を記載した書類

(2) 入場料、参加費等を徴する事業にあつては、収支を明らかにした予算書

(3) 申請者が法人その他の団体である場合においては、定款、会則等それに準ずる書類

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、軽井沢町名義使用(変更・中止)承認(不承認)通知書(様式第2号)を承認を受けようとする者に通知するものとする。

(承認に対する条件の付与)

第6条 町長は、前条第2項の決定に際して次の条件を付することができる。

(1) 軽井沢町の名義は、名義使用承認通知書に記載された範囲以外には使用しないこと。

(2) 承認の期間は、承認した日から当該承認に係る事業が終了するまでとすること。

(3) 事業を行う場合に不測の事態が生じたときは、申請者が全責任を負い円滑に処理すること。

(承認の取消し)

第7条 申請者が、第4条に規定する基準及び第6条に規定する承認に対する条件に違反して

事業を行い、又は事業を行うおそれがある場合は、町長は、その承認を取り消すとともに、同一申請者からの以後の承認をしないことができる。この場合において、第5条第2項の規定により通知を受けた者（以下「名義使用者」という。）に損害が生じて、町長は、その責任を負わないものとする。

（承認の変更等）

第8条 名義使用者は、名義使用承認後に申請内容の変更又は事業の中止が生じたときは、軽井沢町名義使用承認変更（中止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

2 第5条第2項の規定は、前項の申請書の提出について準用する。

（報告書の提出）

第9条 名義使用者は、事業の終了後、30日以内に軽井沢町名義使用承認事業実施報告書（様式第4号）に、事業に使用したパンフレット等及び事業の収支を明らかにした書類を添えて町長に提出するものとする。

（庶務）

第10条 この規程に係る事務のうち、第2条第1号に係る事務については、総合政策課秘書係において行い、同条第2号及び第3号に係る事務については当該事業に関する施策を所管する課において行う。

（委任）

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日前になされた承認については、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年11月18日規程第1号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。